

追加公表する項目及び資料

<項目>

1 土地の再評価の手法について

令和 9 年度当初頃、本件土地の不動産鑑定評価を行い、別添基本協定書(概要)第7条、第8条に基づいて売買代金を決定します。

2 土地売買仮契約締結及び議会に諮る時期について

いずれも令和 9 年度中を想定しています。

3 契約保証金について

令和 9 年度頃の土地売買仮契約締結後、売買代金の 100 分の10の契約保証金の納入が必要となります(地権者土地売買契約書を除く)。詳細は別添基本協定書(概要)・各土地売買契約書(概要)参照。

<資料>

- ① 事業のスケジュール(「不動産鑑定評価時期」、「市議会議決」を追記)
- ② 基本協定書案(概要)
- ③ 先行取得土地 売買契約書案(概要)
- ④ 保留地 売買契約書案(概要)
- ⑤ 地権者土地 売買契約書案(概要)